

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の平成三十年度答申第一号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯崎英彦

諮詢相手：広島県知事（こども家庭課）

諮詢日：平成29年12月27日

（平成29年度諮詢第9号）

答申日：平成30年6月21日

（平成30年度答申第1号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

平成29年2月10日付けで審査請求人から提起のあった、A市長（以下「処分相手」という。）が審査請求人に対して行った児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による児童手当・特例給付認定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事〔こども家庭課〕）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

平成29年2月10日付け審査請求書

平成29年11月28日付け28審理第139号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）の2(1)アに記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

平成29年12月26日付け諮詢説明書

(1) 審査庁の考え方

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

認定事実は、審理員意見書3(1)に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書の3(2)(イ)に記載のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不当であるかについて

(1) 審査請求人は審査請求書において、次の点などにより本件処分が違法又は不当である旨を主張するものようである。

ア 平成28年8月下旬頃、審査請求人配偶者がA市に電話した際、審査請求人が仕事のため、平日は窓口に行くことが困難であることを伝え、代替手段や提出期限を聞いたにもかかわらず、請求手続に期限があることやこれらの書類が郵送でも請求できることについて、一切の説明はなかった。

イ 平成28年10月頃に審査請求人配偶者から、再度A市に連絡し、改めて尋ねたところ、そこで初めて、手続期限と郵送での請求が可能であるとの説明を受けた。その間の児童手当が受給できないことについて、その時ようやく知ったため、11月になってA市の職員と頻繁に連絡をとり、審査請求人は平成28年11月20日付けで処分庁に対し、法第7条第1項の規定による児童手当の受給資格等の認定の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

ウ 受給資格があったにもかかわらず、平成28年6月から11月までの期間における児童手当が給付されないことについては、B市からの連絡遅延に加え、A市職員の説明不足に起因するものであると考える。

(2) しかしながら、以下の理由により本件処分は適正に行われたものと認められるから、本件処分は違法又は不当であるとはいえない。

ア 審査請求人の本件請求に対し、処分庁は、支給開始年月を平成28年12月とする本件処分を行った。

イ 「児童手当Q&A集」（平成25年9月30日厚生労働省児童手当管理室）の問2-10の答によると、6月の現況届の審査で、受給者の配偶者が受給資格者に該当するものと判断した場合については、当該受給者に支給事由消滅処分（5月31日をもって支給事由消滅）を行い、新たに受給資格者となる配偶者等は、従前の受給者の消滅処分があったことを知った日の翌日から15日以内に請求を行えば、6月分から手当を支給する取扱いとするとされている。

ウ 審査請求人と審査請求人配偶者の2人の子について、審査請求人配偶者が受給していた児童手当については、B市は、平成28年8月18日付けで当該児童手当に係る受給者変更による資格喪失の消滅通知書を審査請求人配偶者に交付しているところ、審査請求人は、平成28年11月20日付けで本件請求を行っているのであるから、審査請求人が、従前の受給者である審査請求人配偶者の消滅処分があったことを知った日の翌日から15日以内に本件請求を行ったということはできない。

エ また、児童手当の支給は、法第8条第2項の規定により、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始めるとされているが、同条第3項の規定により、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により法第7条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、法第8条第2項の規定にかかわ

らず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めるとされている。

オ しかし、法第8条第3項に規定する「災害その他やむを得ない理由により法第7条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合」とは、台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があつたため、認定の請求ができるなかつたことが客観的にみて容認できる場合であると解されており、月末に児童が出生した場合についても、通常、出生日の属する月に認定請求を行うことは困難と考えられるとされているが、本件において審査請求人に災害、事故等これに該当する理由があつたことはうかがえない。

カ 審査請求人は、受給資格があつたにもかかわらず、平成28年6月から11月までの期間における児童手当が給付されないのはA市職員の説明不足に起因するものである旨も主張するが、審査請求人の主張及び処分庁の主張からすると、審査請求人配偶者から処分庁に対し、平成28年8月下旬頃、電話があったか否かについては確たる判断をすることはできない。仮に、審査請求人配偶者から処分庁に電話があり、処分庁から積極的な説明がなかつたとしても、法第7条第1項の規定により、児童手当の支給要件に該当する者は、児童手当の支給を受けようとするときは、住所地の市町村長の認定を受けなければならず、また、法第8条第2項の規定により、児童手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始めることとされているから、審査請求人が行った本件請求に対しては、平成28年12月分から児童手当が支給されるものと認められる。

キ さらに、審査請求人に係る支給額等については、審査請求人が処分庁に提出した児童手当、特例給付認定請求書、処分庁の福祉情報システム画面の写し等によると、法第4条から第6条まで及び附則第2条並びに児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条等の規定により、審査請求人は、法第4条の支給要件に該当するものの、法第5条第1項の規定により前年の所得が所得制限限度額以上であるために児童手当が支給されない者に該当し、そのような者に対しては、法附則第2条の規定による特例給付が行われることから、審査請求人については、1月につき、5千円に児童の数2人を乗じて得た額である1万円が給付されると認められるから、処分庁が審査請求人に対し、「手当月額 10,000円」、「支給開始年月 平成28年12月」として本件処分を行つたことは、妥当である。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却

されるべきである。

第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（平成29年12月27日）
- 2 第1回審議（平成30年3月13日）
　　本件審査請求に係る審議を行った。
- 3 第2回審議（平成30年5月10日）
　　答申案を検討した。
- 4 第3回審議（平成30年6月21日）
　　答申案を検討し、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 判断基準

法第4条第1項の規定によれば、児童手当は、同項各号の支給要件に該当する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母で日本国内に住所を有する者に支給するとされ、法第7条第1項により、児童手当の支給を受けようとするときは、住所地の市町村長から認定を受けなければならないとされている。

そして、法第8条第2項において、児童手当の支給は、認定請求された日の属する月の翌月から開始するとされている。

2 本件処分が違法又は不当であるかについて

(1) 本件請求に対し、処分庁は平成28年12月14日付けで、児童手当・特例給付の支給開始年月を、認定請求された11月の翌月である平成28年12月として本件処分を行っているのであるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(2) なお、審査請求人は、前記第3の1(1)ウのとおり、受給資格があったにもかかわらず、平成28年6月から同年11月までの期間における児童手当が給付されないのでA市職員の説明不足に起因するものである旨も主張するが、審査請求人の主張及び処分庁の主張からは、処分庁から審査請求人にどのような説明がなされたのか確たる判断をすることはできない。

法第7条第1項の規定により、児童手当の支給要件に該当する者は、児童手当の支給を受けようとするときは、住所地の市町村長の認定を受けなければならず、また、法第8条第2項の規定により、児童手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始めることが示されていることからすれば、審査請求人の主張が、本件処分の違法性又は不当性の判断に影響を与えるということはできない。

3 以上より、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委 員（部会長） 田 中 聰 子

委 員 近 藤 い づ み

委 員 折 橋 洋 介

※ 行政不服審査会は、諮詢に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する法第79条），本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。